

しまね女性の活躍環境整備支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県の交付するしまね女性の活躍環境整備支援事業費補助金(以下「補助金」という。)については、補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 県内企業等における女性活躍推進に向けた取組みを促進するため、女性の就業環境の整備や採用の増加につながる優良な取組みに対して支援することを目的する。

(区分)

第3条 補助金の区分は、次のとおりとする。

- (1) 企業支援事業
- (2) 団体支援事業

(定義)

第4条 この要綱における用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業事業主 常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主
- (2) 小規模企業事業主 常時雇用する労働者の数が20人以下の事業主
- (3) 中山間地域・離島 島根県中山間地域活性化基本条例(平成11年島根県条例第24号)第2条に基づく中山間地域
- (4) 一般事業主行動計画 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画
- (5) 県版行動計画 「しまね女性の活躍応援企業」登録申請書類の女性活躍推進県版行動計画

(補助対象事業者及び補助金の額等)

第5条 補助対象事業者、補助対象経費、補助対象事業費額、補助率、補助金の額及び補助期間は別表1のとおりとする。

- 2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 当該補助金は、次に掲げる経費によって区分を設け、過去にいずれかの区分で補助金の交付を受けた者は同じ区分で交付を受けることはできない。
 - (1)別表2の「工事請負費」又は「備品購入費」
 - (2)別表2の「工事請負費」又は「備品購入費」以外の経費
- 4 前項各号の補助金を合算した額は、別表1の補助金の額を上限とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により、交付申請書(様式第1号)を知事が別に定める日までに提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請を行わなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(変更等の承認申請)

第7条 補助金の交付決定後に次の各号に掲げる変更を行おうとする場合には、補助事業者は変更承認申請書(様式第2号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- (1)別表2に掲げる各区分の経費ごとに、補助金額の2割を超える増減を伴う変更
- (2)補助事業の中止又は廃止
- (3)その他補助目的の達成に影響を与える変更

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第10条の規定により、実績報告書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

2 提出の時期は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあつた年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(事業成果報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した年度の翌年度から、一般事業主行動計画又は県版行動計画の計画期間の満了する年度の翌年度までの間、事業成果報告書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

2 提出の時期は、毎年度3月31日までとする。

(補助金の概算払)

第10条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求があつたときは、概算払をすることができる。

(財産の処分)

第11条 補助事業者は、規則第13条第1項の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

2 規則第13条第1項第4号の規定により知事が指定する財産は、取得価格又は増加価格が50万円以上の機械及び重要な器具とする。

3 補助事業者は、財産(規則第13条第1項に規定するものに限る。)を処分したことにより収入があつたときは、知事が別に定めるところにより当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定)

第12条 知事は、第6条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。

2 補助事業者は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付等に関する必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年3月15日から施行する。

別表1(第5条関係)

区分	補助対象事業者	補助対象経費	補助対象事業費額	補助率	補助金の額	補助期間
企業支援事業	○次のいずれにも該当すること ・「しまね女性の活躍応援企業」登録企業であり、かつ一般事業主行動計画を島根労働局に届け出ていること ・中小企業事業主であること ・雇用保険適用事業主であること ・一般事業主行動計画に複数の取組内容が記載されていること	・一般事業主行動計画に記載された数値目標に係る取組みを実施するために必要な経費であって、別表2に掲げる経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの	300千円 ～ 2,000千円	①小規模企業及び主たる事業所を中山間地域・離島に有する中小企業事業主 2/3以内 ②①以外の事業主 1/2以内	150千円 ～ 1,333千円	交付決定の日から年度末まで
団体支援事業	○次のいずれにも該当すること ・「しまね女性の活躍応援企業」登録団体であること ・「5者以上の民間事業主で構成する団体」にあっては、構成員の2/3以上が中小企業事業主であること	・「県版行動計画」に記載された、働く女性の活躍推進の取組みを実施するために必要な経費であって、別表2に掲げる経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの		①主たる事務所を中山間地域・離島に有する団体 2/3以内 ②①以外の団体 1/2以内		

別表2(第5、7条関係)

区分	補助対象経費
報償費	・業務見直し及び各種制度導入等に係るコンサルティング経費 ・研修会等講師謝礼
旅費	・研修会等受講旅費 • 研修会等講師旅費 ※日当は除く
需用費	・消耗品費 • 研修用テキスト等の印刷製本費 ・施設・設備の修繕費 ※食料費は除く
役務費	・広告料
委託料	・事業の実施に係る委託料 ※工事の設計に係る経費は除く
使用料及び賃借料	・研修会等会場使用料
工事請負費	・施設・設備の工事請負費
備品購入費	・購入価格5万円以上の物品の購入費
負担金	・研修会等受講料
－	・その他知事が必要と認める経費（人件費は除く）